

会 議 録

会議の名称	山形市地域包括ケア推進協議会	
日 時	令和6年7月18日（木）午後2時から	
場 所	山形市役所 11階 大会議室	
議 題	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの活動状況</li> <li>・指定介護予防支援事業について</li> <li>・保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る令和6年度分の評価結果について</li> <li>・「介護の現場」魅力・活力くるりんプロジェクト（生産性向上モデル事業）について</li> <li>・令和6年度地域包括支援センター評価事業について</li> </ul> <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について</li> <li>・第8期介護保険事業計画及び一般介護予防評価事業の進捗状況等(令和5年度分)について</li> </ul>	
出席者	<p>今野厚志委員、田中教仁委員、高橋邦之委員、池野士功委員、筒井伸委員、菅野弘美委員、細谷健一委員、丹野克子委員、五十嵐元徳委員、大江祥子委員、藤澤睦夫委員、松田幸子委員、滝口明子委員、熊坂聡委員、大竹まり子委員 （欠席：長瀬武久委員）</p>	
傍聴者の数	2人	
審議経過	下記のとおり	
提出資料	資料1	-1 地域包括支援センター相談実績等
		-2 令和5年度山形市地域包括支援センターの概要
		-3 令和6年度山形市地域包括支援センター事業計画
	資料2	指定介護予防支援事業について
	資料3	保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る令和6年度分の評価結果について
	資料4	「介護の職場」魅力・活力くるりんプロジェクト(生産性向上モデル事業)について
	資料5	令和6年度地域包括支援センターの評価事業について
	資料6	地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援等に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認について
	参考資料6-1	指定介護予防支援事業等の受託可能事業所一覧
	資料7	-1 山形市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画) 令和5年度評価結果
		-2 令和5年度進捗状況及び評価
	参考資料7-1	令和5年度各施策の取組状況
	その他資料1	介護保険事業の実施状況について(令和6年3月)

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 会長の選任・職務代行者の指名

**事務局** 続いて、次第の「3 会長の選任・職務代行者の指名」に入る。設置要綱第4条の規定にて、「推進協議会に会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。」とされている。  
どなたか、会長に立候補または推薦はあるか。

**委員** 地域福祉また介護福祉の推進を図り、多方面に造詣が深い、山形市社会福祉協議会の今野会長が適任かと思うので、推薦する。

**事務局** そのほかないか。山形市社会福祉協議会 今野会長の推薦があった。今野氏を協議会の会長として選出することに異議はないか。  
－異議なし

**事務局** 続いて、設置要綱第4条の規定により、「会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。」とされているので、今野会長より職務代行者の指名をお願いします。

**会長** 職務代行者は、山形県老人福祉施設協議会副会長 細谷委員を指名させていただく。

**事務局** それでは、細谷委員、よろしくお願ひしたい。

## 4 報告

**事務局** それでは、「4 報告」に入る。協議会の会議は、設置要綱第5条の規定に基づき、会長がその議長になることとされているので、今野会長、議事進行をよろしくお願ひしたい。

**議長** では、「4 報告」に入る。なお、報告に関するご意見等については、全ての報告の後に伺うのでご了承いただきたい。

**事務局** ー(1) 地域包括支援センターの活動状況について資料1に沿って説明ー  
ー(2) 介護予防支援事業について資料2に沿って説明ー  
ー(3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る令和6年度分の評価結果について資料3に沿って説明ー  
ー(4) 「介護の現場」魅力・活力くるりんプロジェクト(生産性向上モデル事業)について資料4に沿って説明ー  
ー(5) 令和6年度地域包括支援センター評価事業について資料5に沿って説明ー

**議長** 以上、報告事項の5点について事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願ひしたい。  
ー質問・意見等なし

**議長** 無いようなので、「5 協議」に入る。

## 5 協議

### (1) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について

**議長** では、「(1) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について」、事務局から説明をお願ひしたい。

事務局 ー資料6に沿って説明ー

議長 それでは、この件について、委員の皆様のご意見があればお願いしたい。

ー質問・意見等なし

議長 無いようなので、承認することとしてよろしいか。

ー承認

## (2) 第8期介護保険事業計画及び一般介護予防評価事業の進捗状況等(令和5年度分)について

議長 それでは、(2)の「第8期介護保険事業計画及び一般介護予防評価事業(令和5年度分)の進捗状況等について」だが、毎年度山形市において点検・分析・評価を行い、本協議会に報告し、意見を伺うもの。評価方法に沿って事務局が行った評価や分析等について、委員の皆様には、ご意見・ご質問を伺う形となる。

では、評価結果を1枚にまとめた資料7-1を用いて事務局から説明の後、委員の皆様のご意見ご質問を伺っていく。計画全体に係るもので量が膨大なので、分けて協議を進めようと思う。では、「I 数値目標等の進捗状況及び評価」について事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料7-1、資料7-2(スライド3番~15番)に沿って説明ー

議長 それでは、「I 数値目標等の進捗状況及び評価」について、ご意見を伺っていく。今、説明があったように、「全体の目標」及び「給付適正化の取組目標」については「◎」の評価、「ビジョンの目標」については「○」の評価となっている。これらの評価結果を踏まえ、取組内容や要因分析等についてご質問・ご意見があればお願いしたい。

委員 通しp.145スライド番号4で、通いの場の箇所数が若干増えているが、参加者数は減っているというのを、どのように解釈すればいいのか。単純に、1か所への参加者数が平均的に減ったとも見られるし、通いの場にこれまで参加していた人が参加できない状態となり、その後次の世代が入って来ないのではないかと受けとれる。この点はどう分析しているか。

事務局 住民主体の通いの場については、箇所数は増えている。しかし、参加者数の伸びがそれに連動していないということについては、1会場あたりの参加者数が、今般のコロナを経て、縮小していることまで、市では把握している。参加していた方が参加できないかどうかということころまでは、調査の中では把握できない数であり、1か所当たりの数が減っているということの実態の表れとなっている。

委員 そうすると、分析の根拠がないということ承知した。

もう1点、数字が少ないので目立ったし、相談が本当になのかと思っているところが、通しp.151のスライド番号10の介護者の仕事と介護の両立に向けた相談件数であるが8件というのが多いのか少ないのか。目標を立てたときに、180件という数字をどういう考えで出したのかわからないと、この達成率の読み方が何とも言えない。関連して、様々な形で、高齢者ご自身や介護をされている介護者の方から、包括センターやケアマネジャー、市等に「このことを相談できることを知らなかった」、「そのようなことを相談してもいいのか」という声をよく聞く。このような声も関係して、疑問に思ったところである。

事務局 まず180名の根拠だが、地域包括支援センターは14センターあるので、その1センターあたり1ヶ月1回くらいの想定をしている。また、令和5年度の件数が少ない件は、委員もおっしゃったとおり、まず包括支援センターで、介護者の仕事と介護の両立に向けた相談ができる点の周知がまだまだと考えており、令和4年度に、居宅研修の中でも、労働局から講

師として来ていただき、介護者の仕事と介護の両立に向けた研修等を行って、地域包括支援センターやケアマネジャーに研修を行っている。今後はさらに市民の方に周知していきたいと考えている。

また、目標値については、もともと第8期計画では、包括支援センターへの相談件数としていたが、実態を見ると、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談するケースも多かったり、介護度が進んだときに相談される方が多い実態も聞いているので、第9期計画からは、件数把握の対象を、包括支援センターと居宅介護支援事業所に拡大している。

委員

通し p. 149 のスライド番号 8 の ACP の回数は実数か。

事務局

こちらは、実際に行った講座の件数なので、年間 62 回の講座を行ったということである。

議長

それでは、「Ⅰ 数値目標等の進捗状況及び評価」について承認することとしてよろしいか。  
－承認

議長

では次に、「Ⅱ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの進捗状況及び評価」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

－資料 7-1、資料 7-2（スライド 16 番～17 番）に沿って説明－

議長

それでは、「Ⅱ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの進捗状況及び評価」についてだが、「要介護（要支援）認定者数の推移」では「○」の評価、「介護給付費等総額の推移」では「△」の評価となっている。この評価結果を踏まえ、取組内容や要因分析等についてご質問・ご意見があればお願いしたい。

－質問・意見等なし

議長

それでは、「Ⅱ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの進捗状況及び評価」について承認ということによろしいか。

－承認

議長

では次に、「Ⅲ 一般介護予防事業評価事業 定量的指標評価項目の進捗状況及び評価」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

－資料 7-1、資料 7-2（スライド 18 番～35 番）に沿って説明－

議長

それでは、「Ⅲ 一般介護予防事業評価事業 定量的指標評価項目の進捗状況及び評価」についてだが、総合事業の「全体」は「×」の評価、「介護予防・生活支援サービス事業」のプロセス指標は「△」の評価、アウトカム指標は「△」の評価、「一般介護予防事業」は「×」の評価となっている。この評価結果を踏まえ、取組内容や要因分析等についてご質問・ご意見があればお願いしたい。

委員

結果をどう解釈しているのか、説明では、その理由が基本的に全部コロナだったと思う。コロナだけではなく、他に何か解釈していることはないのか。

議長

コロナ関連以外の理由を、何か分析しているか。

事務局

ニーズ調査結果等の値がちょうどコロナ禍の影響を受けている時期であったことから代表的に説明をしたが、例えば介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス C の利用状況を見ていくと、プロセスとして、こちら側のサービスの周知や、マネジメントの視点が関係機関に浸透していないことも要因のひとつと考えている。

住民の方々がコロナにより行動変容せざるを得なかったという部分だけではなく、市側の

アプローチの部分、周知や、制度設計の部分で、十分な成果が出せなかった取組もあろうかと思う。

いずれにしても、1個1個こうして評価しているのので、要因として考えられるものについて、改善可能なものについては着実に改善につなげていきたいと考えている。

**委員** この結果の解釈として、一般介護予防事業を、全体的には思うように進まなかったという理解をしておられるのか。あるいは、コロナの理由があるので、ベースとしてはしっかりやれたけれども、コロナでマイナスになっているというような解釈をしておられるのか、そのあたりをお聞きしたい。

**事務局** 第9期の介護保険事業計画策定の時も、計画全体の目標として要介護認定を受けずに健康に生活している高齢者の割合を達成し、今回の令和5年度の評価でも◎になっている。全体の目標を達成できたこと及び給付費についても見込みを大きく上回るようなことがなく、大きな乖離もなかったという点では、介護予防の取り組みが効果的に作用していると総論的には思っている。

ただ、1個1個を指標の計算の仕方で見えていくと、この表に×、△というのが出てきてしまう。それぞれの事業について課題はあるが、全体的には健康づくりの取り組みや介護予防は、市民の皆様のご理解の中で進んでいると思っている。先ほどのインセンティブ交付金の評価においても、高い評価を得ているところである。

今回の評価結果で、×、△が多く、困惑していたが、それにはコロナ禍の要因も含めて出ている数字ではある。1個1個につきましては、全体的には所感としては、介護予防について一定程度効果を上げる取り組みが進んでいると認識している。

**委員** この評価を見ていて、介護認定を受ける人の割合が増えていない点は、すごく評価すべきところだと思う。また、総合事業に限っていえば、軽い状態、介護認定になる前の総合事業の申請が増えているということだ。これは、ある意味、早いうちからサービスを使いながら暮らしていくことが自立とも考えられる。まちなか保健室を運営する立場から、子どもや家族に頼るのではなくて、早いうちからサービスを知り、サービスを使うことは恥ずかしいことではなく、自立しているということをお話している。その意味では、軽い段階から、公的なところに相談に行き申請に繋がっているのであれば、申請が多いことを悪い評価とは取らなくてもいいのではないか。

**議長** その他意見はあるか。

－質問・意見等なし

**議長** それではお諮りしたいと思う。ご意見、分析等へのご質問等があったわけだが、「Ⅲ 一般介護予防事業評価事業 定量的指標評価項目の進捗状況及び評価」について承認ということによるしいか。

－承認

**議長** では次に、「Ⅳ 施策の進捗状況及び評価」について、事務局から説明をお願いしたい。

**事務局** ー資料7-1、資料7-2（スライド36番～50番）に沿って説明ー

**議長** それでは、今説明のあった「Ⅳ 施策の進捗状況及び評価」についてだが、評価は「◎」となっている。この評価結果を踏まえ、取組内容や要因分析等についてご質問・ご意見があればお願いしたい。

一質問・意見等なし

**議長** それでは、「IV 施策の進捗状況及び評価」について承認ということではよろしいか。

一承認

## 6 その他

**議長** その他、事務局及び委員の皆様から報告事項等はあるか。

**事務局** その他資料の提供ということで、その他資料1「介護保険事業の実施状況について（令和6年3月時点）」を配布させていただいている。後ほどご覧いただきたい。なお、資料の修正として、通し p. 235 の8（3）、令和4年度の介護予防ケアマネジメントの額について、71,389千円から64,186千円に修正をお願いしたい。また、その下の段、令和4年度の計を616,834千円から609,631千円に修正をお願いしたい。

**事務局** 令和5年度第3回山形市地域包括ケア推進協議会にて、委員から、地域包括支援センター職員と居宅介護支援事業所等のケアマネジャーとの関係性についてご意見をいただいた。この件について、現在、基幹型地域包括支援センターと連携して、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務において、包括職員がケアマネジャーとどのように関わっているかという現状を確認中である。包括とケアマネの関係性に悪影響がないよう配慮しながら、慎重に双方からの意見を聴取する予定である。

また、令和5年度第3回山形市地域包括ケア推進協議会にて、委員から、山形市ケアマネジメントの基本方針の改定についてご意見をいただいたところであるが、改定に際して、介護支援専門員協会や、居宅介護支援事業所連絡会、地域包括支援センター等の関係機関と意見交換の場を設けており、日頃の業務における課題及び実態の把握と併せて、方針案についてさらに意見交換を行うこととしている。山形県介護支援専門員協会の副会長でもある丹野委員からもご協力をいただいているところである。次回の地域包括ケア推進協議会にて、意見等を参考に市で方針を決定し、再度ご説明させていただく。

**委員** 最初にあった包括の活動報告で、例えば、通し p. 13 のなでしこでは、権利擁護業務のところには高齢者虐待相談が22件とある。一方で、例えば通し p. 21 のふれあいでは、権利擁護のところにはその項目が無い。虐待を見逃したりしていないのか、本当に相談が無かったのか、見逃したりしていないのかを伺いたい。

**議長** 事務局からお願いしたい。

**事務局** 只今の意見については、再度確認し、改めて報告する。

### 【確認内容の報告】

各地域包括支援センターの活動については、当該地域包括支援センターの総合相談業務等それぞれの業務のすべてを記載しているわけではなく、特徴的な部分を抜き出して記載している。

なお、全体的な相談項目については資料1-1の地域包括支援センター相談実績等にある相談内容に沿って相談を分類しており、委員ご懸念の高齢者虐待の見逃し等はない。

**委員** 資料1-1の相談内容、その他のところに、ヤングケアラーの件は入っているのか。包括でヤングケアラーの視点を持って臨んでいるのかお聞きしたい。

**事務局** 第9期計画にも記載しているとおり、ヤングケアラー問題も課題だと思っているので、そ

の部分もその他相談内容に含まれている。

**委員** ヤングケアラーのことも相談の範疇に入るという認識は、包括の職員さんたちの中で持ってらっしゃるって考えてよろしいか。

**事務局** そのとおり。

**委員** それから、事務局の説明にもあったが、どうしてもやったかやらないかという評価になりがちである。それ以上どこまで評価できるのか。量的な調査だけでは限界がある。いろんな事業をやっているが、一住民としてとらえたときに、それが自分のところまでどう浸透しているだろうかと考えると、少々怪しいと思う。

そのようなところを見計らうのは、やはり量的調査だけでは限界があり、先ほどインタビュー調査もやると言っていたが、それらで捉えていくことも含めないと、きちんとした実態を把握したことになると思う。ぜひ質的なところも調べて把握をしていただければと思う。

**委員** テーブルのところにお配りしたチラシのこと。おかげさまで「まちなか保健室」を昨年8月に開設して間もなく1年になる。定期的に相談があるし、健康教室の参加者も増えている。先ほどの話にあったが、せっかくの計画が地域住民に届いてないというのが、こういう場所を作ったきっかけである。知って備える介護保険として、山形市が作った素晴らしい介護サービスのチラシがあるので、チラシの作成に協力した方たちに講師になってもらい、基幹型センターの方に間に入って調整していただき、講座を開催している。ただ、なかなか参加者が少ないのが実情である。さらに、チラシの一番下に書いてあるが、今度、八日町に2か所目の保健室ができる。どこに行ったらいいのかわからないような相談も含め、気軽な相談先として市民の方に勧めてもらえるとありがたい。

**議長** ぜひ皆さん、周知方よろしくお願ひしたいと思う。

**委員** 先ほどの委員からのヤングケアラーの件については、居宅のケアマネジャーの中にも、認識としては浸透している。居宅のケアマネが集まった場等で、その時々トピックの話題が自然に発生するが、その中でヤングケアラーは今かなり話題に上っているところである。したがって、地域包括支援センターとも協力しながら居宅のケアマネも認識しているところをお伝えしたい。

また、先ほど、コロナ以外の要因で周知の問題というのがあったし、先ほどの相談の内容の回答でも周知の問題について言及していたが、相談したいと思っている人の相談内容はかなり多岐にわたるため、周知しきれないと思う。「ここでこのことも相談に乗ります」と広げすぎたら何百何千と対応せざるを得なくなるので、必要なはどちらかという相談の質なのではないかと感じている。ケアマネジャーもそのスキルを上げなければならないし、包括支援センターの方々とも協力してやっていきたい。周知が悪いと言うと何か市の責任だけみたいなのがするが、そこは、相談を受けている機関の方も意識を高めていきたいと考えている。

**議長** ご意見として承る。

**委員** 育児とか介護とかの両立支援ということが最近叫ばれているが、先ほどのデータでは本当

に仕事と介護の両立というところにおいては、非常に認知がされていないというところだと思う。40歳になって、第2号被保険者に入るときは大体お勤めされている方が多いわけで、給料から引かれるようになったときに、山形市はそういった方々にどのようなアプローチをされているのか、やっている内容があれば教えていただきたい。

**議 長** 事務局からお願いしたい。

**事務局** 介護保険の第2号被保険者については、40歳から医療保険から差引きされる制度になっている。こうした方々に対して、市では介護保険のしおりや手引き等で、介護保険制度の被保険者やお支払いいただく保険料のことについては掲載してご紹介している。それぞれの被保険者の方々に対しては、引き落としをする等の通知は行っていないというのが現状である。

**委 員** 40歳ちょうどの人が親の介護に直面することはあまり少ないと思うが、いつかそういうことが誰しもあるので、事前の情報として、介護保険制度だけでなく心構えというようなことについては、企業へのアプローチということも当然必要になってくるかと思う。労働局等も含め、山形市として、市の労働者の確保という観点からも、仕事と介護の両立ということについては非常に大きなテーマだと思うので、ぜひ積極的な取り組みを今後お願いしたい。

**事務局** 只今の件、コロナ禍前の話ではあるが、企業の医療保険の組合主催で、介護保険の勉強会のようなものを開催していた。そういったところで、ご自身の親の介護の問題と、あと自身が被保険者として介護が必要になったときのためにというようなことで、年に何回か、介護保険課から講師派遣をしていた。ただ、コロナ禍以降、全然行われていない状況なので、そういった企業への働きかけもメニューに含め、「市でこんな講師を勤められます」ということもぜひ周知をしながら、第2号被保険者の方への介護保険制度の周知について、また復活してやっていきたいと思う。

**委 員** 9月7日14時から、市の保健所の視聴覚室で、アルツハイマー型認知症の新薬について、山形大学第三内科神経学分野の教授、太田先生からお話をいただくという施策を進めている。ぜひ、正しい理解が必要な薬のようなので、皆さんでも周知をお願いできれば幸い。

**事務局** 関連して、認知症の当事者の方を描いた映画、オレンジランプの山形市上映会を8月17日に開催する。本日ご出席の山形市社会福祉協議会、認知症の人と家族の会山形県支部、山形県地域包括支援センター等協議会、山形市で実行委員会を組織して上映会の企画をしたもの。この機会にぜひご覧になっていただくとともに、周知等にもご協力をいただければ大変ありがたい。

## 7 閉会